

法教育プログラム



東京弁護士会

公式キャラクター
べんとらー

弁護士が出張授業を行います



体験型



裁判員ってどんな仕事？



有罪？無罪？
— 刑事模擬裁判



裁判をやってみよう
— 民事模擬裁判



ルール作りを
体験しよう！



刑事裁判を見てみよう

弁護士による出張授業を行います。
授業の詳細は、このパンフレットおよび下記
ウェブサイトをご覧ください。
授業によっては、学校のニーズに合わせた授業
を提案いたしますので、ご相談ください。

<https://www.toben.or.jp/manabu/>
(東京弁護士会HP 「法教育プログラム」)



申込手順

- 1 学校でプログラムを決める。
実施を希望するプログラムの内容、時期、人数
等を決めてください。
- 2 申込みを行う。
ウェブまたはFAXにてお申し込みください。
※電話での申込みは、受け付けていません。

- ウェブ申込みページはこちらです。
<https://ws.formzu.net/fgen/S385969478/>



- FAX申込み用紙は、上記ウェブサイトからダウンロードするか、このパンフレットの巻末申込書をご利用ください。

申込受付後、東京弁護士会法教育総合センター
から受付のご連絡をいたします。



講義型



いじめ予防授業



デートDVについて
考えよう



少年事件と
少年非行を学ぶ



犯罪の被害者支援に
おける弁護士の仕事



違法バイト・薬物・SNS
の怖さを知ろう



18歳選挙



働く前に知っておこう
— 労働のルール



消費者問題って
なんだろう



セクハラ



性の多様性



「多文化共存社会」
の実現に向けて



「難民」から見る日本



環境について考えよう



憲法出前講座
— 憲法ってなんだろう



弁護士の仕事・司法制度ってなんだろう

費用について

- いじめ予防授業は有償です。
講師1名につき1コマ税込1万1千円。
初回利用など事情がある場合は応相談。
保護者講演は授業とは別に費用が必要です。
- その他の授業は、謝礼の有無にかかわらず、実施を
検討いたします。
- 模擬裁判では小道具の返送費用をご負担いただきま
す。

【 対応教科・領域一覧 】

こんな授業で利用できます！ 発達段階に応じた法教育を行います！

カ テ ゴ リ	プログラム名称	掲 載 頁	国 語	社 会	保 健 体 育	家 庭 科	学 級 活 動	道 徳	総合的学習				生 活 指 導	特 別 活 動
									全 般	生 活	キ ャ リ ア	ケ ー ス シ ョ ン コ ミュ ニ ティ		
体 験 型	裁判員ってどんな仕事？	3		○			○	○	○		○	○		
	刑事模擬裁判 ～刑事裁判をやってみよう！～	3	○	○				○	○		○	○		○
	民事模擬裁判 ～民事裁判をやってみよう！～	4	○	○				○	○		○	○		○
	ルール作り ～みんなが納得できるルールを考えよう！～	4		○			○	○		○	○	○		○
	刑事裁判傍聴 ～刑事裁判を見て考えよう！～	5		○				○	○		○			○
講 義 型	弁護士による犯罪被害者支援 ～もしあなたが犯罪の被害にあってしまったら～	5		○			○	○	○				○	○
	憲法ってなんだろう ～憲法出前講座～	6		○						○				
	18歳選挙と選挙権の大切さ	6		○			○		○					
	環境問題出前授業 ～持続可能な社会に向けて～	7		○		○	○	○	○	○	○		○	○
	働く前に知っておこう－労働のルール	7	○	○	○	○		○			○			
	反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために ～違法/バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～	8		○	○		○	○	○	○			○	○
	ストップ！消費者被害 ～被害者・加害者にならないために～	8		○		○	○	○	○				○	○
	少年事件と少年非行を学ぶ	9		○			○	○	○				○	
	いじめ予防授業 ～弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～	9		○			○	○	○				○	
	デートDVについて考えよう	10		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	しない・させないセクシュアルハラスメント	10		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	性の多様性について考えよう	11		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	「難民」から見る日本	11		○			○	○	○					
	多文化共生社会に向けて	12		○			○	○	○					
	職業紹介 ～弁護士の仕事を知ろう！～	12		○							○			
編 入 参 加 型	(1) 夏休みジュニア・ロースクール (2) オータムスクール (3) 冬休み裁判傍聴会	13	○	○				○	○					○

「裁判員ってどんな仕事？」

道徳 学級活動 社会 総合
小 中 高 大 一般

- (1) ねらい 裁判員の仕事を模擬体験できる企画です。
生徒から自由に意見を出してもらい、議論して結論を出すというプロセスを経験することができます。
- (2) 対象者 ・小学生～大学生。
・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・講義形式、体験形式 ・所要時間 2コマ（100分～120分）
・クラス単位又は全クラス合同
・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 刑事裁判DVDを見て、裁判員となったつもりで、題材にそって、犯人かどうか、殺意があったか、正当防衛となるかを話し合い、評決を出してもらいます。
- ① DVDを鑑賞 ② 評議・評決



※刑事裁判DVDは複数題材がありますので、ご要望に応じて調整します。

「刑事模擬裁判」～刑事裁判をやってみよう！～

社会 総合 国語 特別活動
小 中 高

- (1) ねらい ① 刑事裁判の手続や意義を学ぶことを通して、人権保障の意味を考えるきっかけにする。
② 裁判官・検察官・弁護人の役割を学ぶとともに、キャリア教育に役立てる。
③ 自分と異なる意見に対して、自分の意見を説明し理解してもらうための方法を考える。
- (2) 対象者 ・小学5年生～高校3年生 ※大学生は応相談
- (3) 形式 ・体験形式
・小学生 本番（2コマ）※但し、学校での事前準備が必要
・中高生 事前指導（2コマ）＋本番（2コマ）※事前指導と本番は、原則1週間以上期間を空けてください。
・クラス単位又は全クラス合同
- (4) 内容 小学生向けのシナリオと中高生向けのシナリオがあり、児童・生徒の参加方法は多少異なりますが、児童・生徒全員が参加できるように作成しています。
児童・生徒には、①シナリオにしたがって裁判官・検察官・弁護人役を実演する、②シナリオにはない質問を考えて実際に質問する、③裁判官の立場に立って判決を考える等の方法で参加してもらいます。
児童・生徒の質問等に対して随時弁護士が答えるようにしたり、弁護士から質問をしたり、議論の進行状況を確認したりすることで、授業がスムーズに進行するようサポートします。
内容の詳細については、当会のホームページをご覧ください。また、授業の進行方法は、学校のご事情に合わせて、多少の変更が可能ですので、ご相談ください。

「民事模擬裁判」～民事裁判をやってみよう！～

道徳 社会 総合 国語 特別活動
 小 中 高

- (1) ねらい ① 民事裁判の実演を通して、問題解決の手順や方法を学ぶ。
 ② 自分と異なる意見に対して、自分の意見を説明し理解してもらうための方法を考える。
 ③ 立場の異なる者に対して配慮するために、視野を拡張柔軟な発想を持つ能力を高める。
- (2) 対象者 ・小学5年生～高校3年生 ※大学生は応相談
- (3) 形 式 ・体験形式
 ・所要時間 本番（2コマ）※但し、学校での事前準備が必要
 ・クラス単位又は全クラス合同
- (4) 内 容 小学生向けのシナリオと中高生向けのシナリオがあり、児童・生徒の参加方法は多少異なりますが、児童・生徒全員が参加できるように作成しています。
 児童・生徒には、①シナリオにしたがって裁判官・弁護士（原告代理人・被告代理人）役を実演する、②シナリオにはない質問を考えて実際に質問する、③裁判官の立場に立って判決又は和解内容を検討する等の方法で参加してもらいます。
 児童・生徒の疑問・質問に対しては、随時弁護士が答えるようにし、グループ毎の議論が進まなくなってしまった場合には、弁護士が適宜助言するようにして、授業がスムーズに進行するようサポートします。
 内容の詳細については、当会ホームページをご覧ください。
 また、授業の進行方法は、学校のご事情に合わせて、多少の変更が可能ですので、ご相談ください。

「ルール作り」～みんなが納得できるルールを考えよう！～

道徳 学級活動 社会 総合 特別活動
 小 中

- (1) ねらい ① 立場の異なる意見を尊重しながら、お互いに納得できる解決方法を考えることを学ぶ。
 ② 単純な多数決が必ずしもよいルールとなるとは限らないことを学ぶ。
 ③ ルール作りを通して、法律やルール、民主主義の考え方の基礎を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学5年生～中学3年生 ※小4については応相談
- (3) 形 式 ・講義形式（児童・生徒のディスカッション）
 ・所要時間 本番（2コマ）※但し、学校での事前準備が必要
 ・クラス単位又は全クラス合同 ・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内 容 マンションや地域で生じた問題が設定されており、その問題を解決するためには、どのようなルールを作ればよいかを考えてもらいます。
 それぞれの児童・生徒に各シナリオに登場する利害の異なる登場人物（5名ほど）になりきってもらい、班毎にそれぞれの立場からディスカッションをして、ルールを作ってもらいます。
 各クラスに指導担当弁護士を配置し、各班から出された質問に答え、議論が進んでいない班にはそれまでの議論を整理できるよう質問を投げかけ、議論のポイントを明確にする等のフォローをするようにして、授業がスムーズに進行するように配慮しています。
 各班が作成したルールは、各班の代表者に発表してもらい、最後に弁護士が講評をします。
 授業内容の詳細については、当会ホームページをご覧ください。

「刑事裁判傍聴」～刑事裁判を見て考えよう！～

道徳 社会 総合 特別活動
中 高

- (1) ねらい ① 刑事裁判を傍聴して、裁判官・検察官・弁護人の役割を理解する。
② 刑事裁判の手続を知ること、刑事裁判の持つ意味や、人権保障について考える。
- (2) 対象者 ・中学生～高校3年生 ※大学生は応相談
- (3) 形式 ・弁護士会館 及び 東京地方裁判所
・9時～12時 又は 12時30分～15時30分
・原則として、引率の先生も含め25人以内（25人を超える場合は、ご相談ください。）
- (4) 内容 9：00（12：30）弁護士会館に集合
弁護士から刑事裁判手続及び傍聴の際の注意事項について説明
9：30（13：00）裁判所へ移動
10：00（13：30）裁判傍聴
11：00（14：30）弁護士会館に戻り、質疑応答
傍聴した事件についてだけでなく、担当弁護士が経験した事件、刑事事件以外の弁護士の仕事や生活、司法試験受験等について、幅広くお話しすることもできます。
12：00（15：30）解散
※ どのような事件の裁判が開かれるかは、当日にならないと分かりません。裁判所の事情や傍聴にふさわしい事件がない等の理由により、傍聴ができないことがあります。その場合は、弁護士会において、弁護士との懇談会をさせていただきますので、ご了承ください。

「弁護士による犯罪被害者支援」

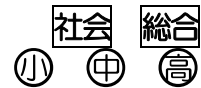
～もしあなたが犯罪の被害にあってしまったら～

総合 道徳 学級活動 生活指導 社会 特別活動
小 中 高 大 一般

- (1) ねらい ① 犯罪被害者を支援する弁護士の活動について知る。
② 犯罪被害者が刑事手続・民事手続でできることについて知る。
③ その他犯罪被害にかかわる知識を得る（被害者の置かれた状況、SNSの危険性など）。
- (2) 対象者 ・小学5年～一般
- (3) 形式 ・講義又はディスカッション方式 ・所要時間 1単位（45分～1時間程度）
・クラス単位又は全クラス合同 ・土曜日の授業も可能です。
・ご希望に応じて柔軟に対応します。
- (4) 内容 犯罪被害者の支援に関することであれば、ご希望に応じて内容を組み立てます。
例として、以下のような授業を実施しています。
1 痴漢事件を題材として（被害者の方が刑事・民事手続でできること、相談窓口、犯人特定のために確認しておく点など）
2 SNSをきっかけに犯罪に巻き込まれる事例を題材として（SNS利用の注意点、トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口など）
3 職業紹介（犯罪被害者支援に関する活動）
4 被害者参加って何？（被害者参加制度について）
- (5) 申込期限 原則として実施希望日の概ね1か月前まで（内容による）



「憲法ってなんだろう」～憲法出前講座～



- (1) ねらい ① 憲法に定められている人権について学ぶ。
② 憲法が国民の自由を守り、国家権力を縛るものであること（立憲主義）を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学5年～高校3年生
- (3) 形 式 ・生徒との対話形式
・所要時間 1単位又は2単位（50分～120分）
・原則クラス単位 ・事前準備は不要です。・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内 容 中学校以上のクラスでは、実際にあった事件（判例）を題材としてお話しします。
具体的なテーマは次の通りです。
・憲法改正（事例ではなく、改正手続きや昨今の議論状況について）
・憲法9条（自衛隊イラク派遣事件）
・平等権（婚外子相続差別事件、芝信金昇給昇級差別事件）
・表現の自由、プライバシー（石に泳ぐ魚事件）
・知る権利、報道の自由（外務省機密漏えい事件）
・生存権、健康で文化的な最低限度の生活（朝日訴訟事件）
・ハンセン病事件（立憲主義）
※他にも多数あります。テーマについては、ご要望に応じます。また、職業紹介や弁護士や司法に関する質疑応答にも対応しますので、ご相談ください

18歳選挙と選挙権の大切さ



- (1) ねらい ① 選挙権の大切さについて学ぶ。
② 民主主義の意義の理解、それを支える市民としての自覚を促す。
- (2) 対象者 ・中学1年～大学生
- (3) 形 式 ・生徒との対話形式 ・講演方式
・所要時間 1単位又は2単位（50分～120分）
・クラス単位 ・学年単位
- (4) 内 容 ・普通選挙が確立するまでの歴史を振り返ります。
男子にしか選挙権が認められなかった選挙制度の下で、戦争に至った我が国の歴史について考察します。
・憲法がなぜ民主政を保障したのか、選挙が民主政を実現する上で果たす役割や機能についてお話しします。
・投票しないという選択がもたらす影響について、考えます。
・外国籍の人には選挙権が認められていないことについて、検討します。
・選挙活動のルールにも言及します。
※職業紹介や弁護士を目指した理由など、さまざまな質問にも対応しています。

「環境問題出前授業」～持続可能な社会に向けて～

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 特別活動
小 中 高

- (1) ねらい ① 自然や生き物を大切に、無駄をなくしながら豊かに暮らすことの重要性を学ぶ。
 ② 環境資源の大切さを理解するとともに、自分だけでなく他の人の立場に立って考えることの重要性を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学4年～高校3年生
 ・所要時間 1単位又は2単位（50分～120分）
- (3) 形式 ・講義形式
 ・所要時間 1～2単位（45分～90分）※ご要望に合わせて調整いたします。
 ・クラス単位又は全クラス合同
 ・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 環境をめぐるあらゆる問題を題材に授業を行います。
 ・ごみ収集
 ・公共事業
 ・再生エネルギー
 ・環境汚染と情報
 ・動物殺処分
 ※上記の問題以外でも、環境に関するテーマについては、御要望に応じて題材を作成の上、講師の派遣をいたしますので、ご相談ください。



「働く前に知っておこうー労働のルール」

道徳 社会 総合 家庭科 国語 保健体育
小 中 高 大

- (1) ねらい ① 働くことおよび働かせることの意味を知る。
 ② 現代の労働問題の実態や、解決方法（解決機関等を含む）を学ぶ。
 ③ 従業員として、あるいは経営者として、知っておくべき労働の法的ルール等を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学1年～大学4年（短期大学生、大学院生、専門学校生も可）。
- (3) 形式 ・講義形式、ディスカッション方式、クイズ方式等、ご要望に応じてアレンジします
 ・所要時間 1～2単位（約45分～90分）※時間割に合わせて、短縮・延長可能
 ・クラス単位又は全クラス合同
 ・Zoom等のオンライン形式の授業にも対応いたします
- (4) 内容 具体的なテーマは次の通りです。
 ・「働く」とは？ アルバイトにはどんな権利がありますか？【労働契約の一般的ルール】
 ・就職活動の時、何に気を付けたらいいですか？【採用までの法律】
 ・給料や働く時間、解雇等についての法律は、どうなっていますか？【労働法の基礎知識】
 ・会社の先輩から厳しく叱られ、体調を崩してしまいましたがどうすればよいですか？
 【パワハラ、職場でのいじめ】
 ・会社の上司から交際を申し込まれ、断ったら辞めさせられましたがどうすればよいですか？【セクハラ】
 ・ブラック企業、ブラックバイトの実態は？ どうやって見分ければよいですか？
 ※上記のうち複数のテーマを取り上げることが多いです。また、これら以外のテーマを取り扱うことや、職業紹介、弁護士や司法に関する質疑応答にも対応いたします。

「反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために」

～違法バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～

道徳 学級活動 社会 総合 生活指導 保健体育 特別活動
小 中 高 大 一般

- (1) ねらい
- ① 暴力団や「半グレ」等の反社会的・組織的犯罪集団の本質・実態を理解し、肯定的なイメージをもつことがないようにする。
 - ② 反社会的・組織的犯罪集団に関わり、犯罪（違法薬物売買、売春強要、通常のアルバイトを装って犯罪行為に加担させる「闇バイト」等）に被害者や加害者として巻き込まれないために、日々の生活で気を付けることについて学ぶ。また、もしそのような危険が迫ったとき、どのように対応したらいいのかについて考え、行動できる力を養う。
 - ③ 自他の権利を大切にすることを学び、学校生活・社会生活にも活かしていく。
- (2) 対象者
- ・小学5年～一般
- (3) 形式
- ・講義形式
 - ・所要時間 1単位（40～60分。予定時間に応じて柔軟に対応可）
 - ・クラス単位又は全クラス合同
 - ・事前準備は不要です。
 - ・土日の授業も可能です。
- (4) 内容
- ① 弁護士による講義
 - ・反社会的・組織的犯罪集団（暴力団等）ってどんな人たち？ ・何をして稼いでいるの？
 - ・そのような組織の人たちでもいい人はいるんじゃないの？
 - ・暴力団や半グレはカッコいいか？
 - ・そのような組織の人たちと関わらないためには？ もしも関わってしまったら？
 - ・SNSに潜む危険性 ・組織的犯罪集団のいない社会を作るには
 - ② 動画・DVD教材の視聴
 - ※テーマや内容については、ご要望への対応も可能ですので、ご相談ください。
 - ※実施の概ね2か月前までにお申込みください。

「ストップ！ 消費者被害」 ～被害者・加害者にならないために～

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 特別活動
小 中 高 大 一般

- (1) ねらい
- ① 契約に関する基礎知識や、消費者被害の実例、被害に遭った場合の解決法を学ぶ。
 - ② 被害者にならないようにするだけでなく、加害者側にならないための心構えを学ぶ。
 - ③ 悪質商法や投資トラブルなどの消費者被害から身を守るための知識を身に付けることで2022年4月の高等学校学習指導要領の改訂で導入された「生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理」の能力を実効性のあるものとする。
 - ④ 消費者被害のない社会を作るために消費者一人ひとりができることを考える。
- (2) 対象者
- ・小学1年～一般 地域・保護者の方、教員への授業にも対応いたします。
- (3) 形式
- ・講義形式や所要時間は適宜調整可能です。リモート形式の授業などにも対応可能です。
- (4) 内容
- ① 契約の基礎知識、②実際に身近で発生している様々な消費者被害事例（例：マルチ商法、金融商品取引トラブル、デート商法、副業・内職トラブル、スカウト詐欺等）の紹介、③加害者になるケースの紹介、④トラブルの入り口になっているSNSについての注意喚起、⑤クーリング・オフ等不当な契約から逃れる方法、⑥成年年齢引下げと若年者の消費者被害増加の懸念、⑦消費者市民社会の理念やSDGsの目標に照らし、消費者被害のない社会を構築するために、私たち消費者一人ひとりがどのように行動すべきかについて、などを中心に、ご要望に応じて講義で取り上げる題材を選択し、授業を行います（弁護士の仕事、弁護士に対する質問などに答える質問タイムを設けることもあります）。

「少年事件と少年非行を学ぶ」

道徳 学級活動 社会 総合 生活指導
中 高 一般

- (1) ねらい ① 少年非行の背景について学ぶ。
 ② 少年法の理念・手続きと少年の更生について学ぶ。
- (2) 対象者 ・中学1年生～（応相談） ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・講義形式
 ・所要時間 1単位（45分～50分）
 ・クラス単位が望ましいですが、それ以外もご相談ください。
 ・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 少年非行について、以下のような授業を行います。授業構成については必要に応じてご相談ください。
 ・少年事件の手続の流れについての説明
 ・少年事件における弁護士（弁護人・付添人）の役割についての説明
 ・少年事件における被害者・非行少年が抱える問題についての解説
 ・講師の具体的経験に基づいたケース紹介

「いじめ予防授業」～ 弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～

道徳 学級活動 社会 総合 生活指導
小 中 一般

- (1) ねらい ① いじめの問題を通して人権の大切さについて考える。
 ② いじめを止めるためにひとりひとりができることを考える。
- (2) 対象者 ・小学5年生～中学3年生（小学4年生以下や高校生もご相談ください。）
 ・保護者向けの講演も承ります。（いじめ問題には保護者の理解も必要です。）
 ※ 教職員向け研修については申込方法が異なりますので個別にお問い合わせ下さい。
- (3) 形式 ・講義型・対話型（ワーク形式にも対応します） ・クラス単位または合同授業
 ・所要時間 1単位（45分～50分）～2単位 ・土曜日授業も可能です。
- (4) 内容 過去に起きた実際のいじめ自殺事件などを題材に「人権」の観点から授業を行います。
SNS いじめの授業や、障害、差別、多様性など他のテーマを組み込んだ授業も実施可能です。
 （授業構成の一例）
 ・いじめと「人権」の関係
 ・いじめられる側が悪いのか？（許されるいじめはないこと）
 ・いじめを受けた人の心を考える ―コップの水に例えて―
 ・いじめの四層構造（いじめを止めるためにできることを考える）
 ※授業希望日は申込みから2か月以上先の日にちをご指定ください。
- (5) 費用 いじめ予防授業は有償となります。講師1名につき1コマ税込1万1千円です。
 保護者向け講演も別途有償にて承ります。



「デートDVについて考えよう」

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 保健体育
 中 高 一般

- (1) ねらい ① 暴力とは何か、対等な人間関係とは何かを学ぶ。
 ② デートDVの被害が酷くなる前に予防できるように学ぶ。
 ③ デートDVを防ぐためにひとりひとりができることを考える。
- (2) 対象者 ・中学1年～高校3年生
 ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・講義形式
 ・所要時間 50～100分程度（できれば2コマが望ましいです）
 ・クラス単位が望ましいですが、それ以外もご相談ください。
- (4) 内容 デートDVの具体例、過去に起きたストーカー事件などを題材に、「人権」の観点から授業を行います。詳細な内容については、オーダーメイドいたします。
- ・暴力とは何か？
 - ・デートDVとは何か？
 - ・性的同意とは何か？
 - ・対等な人間関係を築くにはどうすればよいのか？
 - ・ストーカーやリベンジポルノの問題（実際の事件から学ぶ）
 - ・デートDV被害者のインタビューを聞いてみる。
 - ・ロールプレイ
 - ・セルフチェック（チェックリストを使って自分の意識を知る）
 - ・困ったときの相談窓口紹介、質疑応答



「しない・させないセクシュアルハラスメント」

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 保健体育
 中 高 一般

- (1) ねらい ① セクハラ背景にある人権問題や男女間の不平等について学ぶ。
 ② 社会に出てからも役立つコミュニケーションのあり方について考える。
 ③ セクハラとはどういう言動を指すのか、それに対処するにはどうすれば良いのかを学ぶ。
- (2) 対象者 ・中学1年～高校3年生 ※労働問題であるため、できれば高校生以上が望ましいです。
 ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・講義形式または模擬裁判形式
 ・所要時間 50～100分程度（模擬裁判形式の場合は120分程度）
 ・講義形式の場合はクラス単位、模擬裁判形式の場合は学年単位が望ましいです。
- (4) 内容 セクハラ具体例、過去に起きたセクハラ事件などを題材に、「人権」の観点から授業を行います。詳細な内容については、オーダーメイドいたします。
- ・セクハラとは何か？セクハラに対処するにはどうすればよいのか？
 - ・具体的事例の紹介・ロールプレイ・相談窓口紹介
 - ・実際のセクハラ被害者の生の声のご紹介。
 - ・模擬裁判形式の場合は、会社の部下が上司に対して、セクハラをされたと訴えた事例を用います。生徒の数名に代表になってもらい、代理人弁護士と裁判官役を担当してもらいます。各チームに弁護士がフォローにつきます（セクハラ被害者と加害者の役は弁護士が担当します）。代表以外の生徒にも尋問や判決の内容を考えてもらいます。
- ※模擬裁判形式の場合は、事前の準備で生徒とのやりとりが必要ですので、少なくとも授業実施の3ヶ月以上前にお申込をお願いいたします。



「性の多様性について考えよう」

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 保健体育
小 中 高 一般

- (1) ねらい ① 性は、身体の性、その人が自認する性、誰を恋愛対象とするかなどの観点から、多様なあり方が存在することを知る。
 ② 一人ひとりが自分らしくいられるためにはどうすればよいかを考える。
- (2) 対象者 ・小学高学年～高校3年生
 ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・講義形式
 ・所要時間 90分程度
 ・クラス単位が望ましいですが、それ以外もご相談ください。
- (4) 内容 「セクシュアル・マイノリティ（LGBT）」について、基礎からわかりやすく授業を行ないます。詳細な内容については、オーダーメイドいたします。
- ・性の多様性とはどういうことか？
 - ・セクシュアル・マイノリティに関する基礎知識
 - ・事例の紹介
 - ・セクシュアル・マイノリティ当事者からのメッセージ
 - ・ロールプレイ
 - ・グループワーク
 - ・困ったときの相談窓口紹介、質疑応答



↑
LGBT の尊厳を象徴する旗です。

「難民」から見る日本

道徳 学級活動 社会 総合
小 中 高 一般

- (1) ねらい ① 「難民」とは、どのような人たちかを知る。
 ② 日本にたどり着いた難民がどのようにして受け入れられ、または受け入れられていないのかについて学ぶ。
 ③ 今後日本が難民問題とどう向き合っていくべきかについて考える。
- (2) 対象者 ・小学5年～高校3年生
 ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・講義形式
 ・所要時間 原則2単位（90分）ただし応相談。
 ・原則クラス単位 ・事前準備は不要です。・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容
- ・そもそも「難民」がどのような人々なのかを知ります。
 - ・その中にわずかに日本に逃れてきた人々がいること、それに対する受け入れ制度（難民認定制度）を学びます。
 - ・日本が他の先進諸国に比べて難民の受け入れが極端に少ない実態や、難民として認められるまでの困難な道のりについて、実際の事例を素材に学びます。
 - ・日本に逃れてきた難民の声を紹介し、今後、日本が難民問題に対してどのように向き合っていくべきかについて考えます。

「多文化共生社会に向けて」



- (1) ねらい
- ① 国籍や民族・人種に基づく差別（人種差別）の実態を知る。
 - ② 人種差別がなぜ許されないのかを学ぶ。
 - ③ 人種差別をなくすために、どうしたらよいか考える。
- (2) 対象者
- ・小学5年～高校3年生
 - ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形 式
- ・講義形式
 - ・所要時間 原則2単位（90分）ただし応相談。
 - ・クラス単位又は全クラス合同。 ・事前準備は不要。 ・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内 容
- ・実際に起きた人種差別に関する事件（判例）を、漫画や映像で紹介し、差別の実態を知ります（原告・被告チームに分かれて意見を述べてもらうこともあります）。
 - ・人種差別により傷つけられた人々の声を紹介するとともに、社会全体に与える影響を学びます。
 - ・人種差別をなくすための条約や法律があることを学びます。
 - ・人種差別をなくすためにどうしたらよいのかを考えます。

「職業紹介」～ 弁護士の仕事を知ろう！～



- (1) ねらい
- ① 日常生活に法律が密接に関係していることを学ぶ。
 - ② 法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の役割や司法制度について学ぶ。
 - ③ 弁護士の実体験や法曹養成制度について聞くことで、将来の職業選択の参考にする。
- (2) 対象者
- ・小学5年生～高校3年生。
- (3) 形 式
- ・講義形式（質疑応答あり）
 - ・所要時間 1～2コマ
 - ・クラス単位又は全クラス合同
 - ・土曜日の授業も可能です。
 - ・オンライン形式の授業については別途ご相談ください。
- (4) 内 容
- クラス又は学年ごとに1～2名の弁護士が担当します。
- 担当弁護士は、日常生活では意識されていないだけで常に法律と関係していること（日々行っている買い物は売買契約であること、ご近所トラブルや交通事故の解決に法律が関係すること、アルバイトは労働契約であること等）、法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の役割や仕事の内容、司法試験制度、担当弁護士の実体験などをお話しします。
- 担当弁護士の話を通して、司法制度を知り、学校の授業で学習した三権分立や人権保障について考え、キャリアデザインの参考にしてもらいます。
- 担当弁護士は、それぞれの経験に基づきお話ししますので、お話しする内容が決まっているわけではありません。担当弁護士とご担当の先生との間で事前の打合せ（電話・メール）を行い、各学校のご要望に応じて、お話しする内容を調整することも可能ですので、詳細については当会事務局までお気軽にお問い合わせください。

「個人参加型プログラム」

道徳 社会 総合 国語 特別活動
小 中 高

生徒個人でお申し込みいただくプログラムです。実際に裁判を傍聴・体験してもらうことで法律や弁護士（を含む法曹）の仕事などへの興味・関心を深めてもらうことを目的としています。先生方から生徒さんにご紹介ください。

（1）夏休みジュニア・ロースクール

- ・夏休み期間中、弁護士会館で、次のプログラムを実施します。
小学5年・小学6年 「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」他
中学生・高校生 「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」「刑事裁判傍聴」他
- ・5月下旬頃から、東京弁護士会のホームページで募集します。
- ・実施されるプログラムの詳細は、ホームページをご参照ください。

（2）オータムスクール

- ・10～11月頃に日本公認会計士協会東京会と共催で会計と法律（模擬裁判）に関するプログラムを1日で実施します。「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」いずれとなるかは年度により異なります。
- ・対象者は、中学1年生～中学3年生です。
- ・7月末頃から、東京弁護士会（及び日本公認会計士協会東京会）のホームページで募集します。

（3）冬休み裁判傍聴会

- ・冬休み期間中、弁護士会館及び東京地方裁判所で実施します。
- ・対象者は、中学1年生～高校3年生です。
- ・11月頃から、東京弁護士会のホームページで募集します。

法教育授業申込書

FAX : 03 - 3581 - 0865 (東京弁護士会法教育総合センター宛て)

Web 申込も可能です! →



下記のとおり法教育授業を申し込みたいです。

申込日	年		月		日	
プログラム	☐ 裁判員体験 ☐ 刑事模擬裁判 ☐ 民事模擬裁判 ☐ ルール作り ☐ 刑事裁判傍聴 ☐ 犯罪被害者支援 ☐ 憲法 ☐ 18歳選挙 ☐ 環境問題 ☐ 労働 ☐ 反社会的集団 ☐ 消費者問題 ☐ 少年非行 ☐ いじめ予防 ☐ デートDV ☐ セクハラ ☐ 性の多様性 ☐ 難民 ☐ 多文化共生 ☐ 職業紹介 ☐ その他 ()					
授業のねらい	※上記の項目に☑を付けた上で、具体的テーマと内容をご記入下さい。					
希望日時	※中高生の「刑事模擬裁判」は2日程要するため第1希望に事前指導、第2希望に本番の日程を記入してください。 ※第1希望のみでも可。希望日に応じられない場合は調整させていただきます。					
	第1希望	年		月		日 ()
	午前・午後	:		~		:
第2希望	年		月		日 ()	
午前・午後	:		~		:	
学校名	※略さず正式名称を記入してください。					
対象	年生		クラス		名 (合計)	実施形態 合同・クラス別
所在地	〒		-			
	最寄駅		線		駅から徒歩	分
	バス		行き		バス停から徒歩	分
(フリガナ)						
担当者名					役職・担当科目等	
メールアドレス	※英数字は、丁寧に明確に記入してください。					
電話					FAX	
連絡事項	※実施可否の回答について希望する期限やその他要望事項がございましたら、こちらに記入してください。					
弁護士会への謝礼等	※ いじめ予防授業は有償です(講師1名につき1コマ税込1万1千円)。初回利用など事情がある場合は応相談。保護者講演は授業とは別に費用が必要です。その他の授業は、謝礼の有無に関わらず実施の検討をいたします。 ※模擬裁判では小道具の返送代金をご負担いただきます。 円					
知ったきっかけ	☐ ウェブサイト ☐ 冊子 ☐ チラシ ☐ 他の教員に教わった ☐ その他 ()					

【問合せ先】

〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館7階 東京弁護士会広報課(法教育総合センター)

メール: law-edu-reception@toben.or.jp / 電話: 03-3581-2251

2025年6月発行
発行者：東京弁護士会